

防府市有害鳥獣捕獲奨励事業等に係る補助金交付要綱

平成14年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市が行う有害鳥獣捕獲奨励事業、有害鳥獣団体捕獲事業、イノシシ捕獲檻等購入事業及び有害鳥獣緊急防除事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 市は、毎年度予算の範囲内で、別表に掲げる事業を実施した団体に対し、同表に定める額を交付する。ただし、当該事業は、防府市有害鳥獣捕獲実施要領第7条に規定する有害鳥獣捕獲隊の隊員及び防府市有害鳥獣捕獲対策協議会が実施したものに限る。

2 この要綱に規定する補助金以外の公的補助金等を財源とし、当該事業を実施する場合の補助対象額は、前項に規定する補助対象額から当該公的補助金等を控除した額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（第1号様式）に事業実績を明らかにする資料を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付指令書（第2号様式）によりその旨を当該団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(補助金の交付)

第5条 団体は、前条の通知を受けた後において補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出し、市長は当該団体に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第6条 市長は、団体がこの要綱若しくはこの要綱に基づく指示に違反し、又は虚偽の申請をしたときは、交付すべき補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第7条 団体は、当該補助金に係る収入及び支出を明らかにするとともに、収入及び支出について関係書類を整備しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月19日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月31日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後のこの要綱は、平成27年4月1日以降に実施した事業に係る補助金について適用し、平成26年11月1日から平成27年3月31日までに実施した事業に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別 表

| 事業及び補助金の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---------|-------------------|--------|---------|-------------------|--------|---------|-------|------|-------|-------|---------|--------|-------|--------|---------|-------|--------|--------|-------|------|-------|-------|------|----------|-------|--------|-----------|-------|--------|-----------|-------|--------|
| 1 | <p>有害鳥獣捕獲奨励事業</p> <p>イノシシ、ノウサギ、サル、タヌキ、アナグマ、カラス、サギ、ヌートリア、アライグマ、ニホンジカ（以下「有害鳥獣」という。）の捕獲の促進を図るための事業。</p> <p>有害鳥獣を有害鳥獣捕獲等許可を得て適法に捕獲し、その確認資料（鳥獣の尾又は足）を提出した者に対する奨励金</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)イノシシ</td> <td>1頭当たり（捕獲等許可による捕獲）</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>(2)イノシシ</td> <td>1頭当たり（捕獲等許可以外の捕獲）</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>(3)ノウサギ</td> <td>1羽当たり</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>(4)サル</td> <td>1頭当たり</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>(5)タヌキ</td> <td>1頭当たり</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>(6)アナグマ</td> <td>1頭当たり</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>(7)カラス</td> <td>1羽当たり</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>(8)サギ</td> <td>1羽当たり</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>(9)ヌートリア</td> <td>1頭当たり</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>(10)アライグマ</td> <td>1頭当たり</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>(11)ニホンジカ</td> <td>1頭当たり</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> | (1)イノシシ | 1頭当たり（捕獲等許可による捕獲） | 5,000円 | (2)イノシシ | 1頭当たり（捕獲等許可以外の捕獲） | 2,000円 | (3)ノウサギ | 1羽当たり | 200円 | (4)サル | 1頭当たり | 26,000円 | (5)タヌキ | 1頭当たり | 1,500円 | (6)アナグマ | 1頭当たり | 1,500円 | (7)カラス | 1羽当たり | 500円 | (8)サギ | 1羽当たり | 500円 | (9)ヌートリア | 1頭当たり | 1,500円 | (10)アライグマ | 1頭当たり | 1,500円 | (11)ニホンジカ | 1頭当たり | 5,000円 |
| (1)イノシシ | 1頭当たり（捕獲等許可による捕獲） | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2)イノシシ | 1頭当たり（捕獲等許可以外の捕獲） | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3)ノウサギ | 1羽当たり | 200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4)サル | 1頭当たり | 26,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5)タヌキ | 1頭当たり | 1,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6)アナグマ | 1頭当たり | 1,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7)カラス | 1羽当たり | 500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (8)サギ | 1羽当たり | 500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (9)ヌートリア | 1頭当たり | 1,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (10)アライグマ | 1頭当たり | 1,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (11)ニホンジカ | 1頭当たり | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | <p>有害鳥獣団体捕獲事業</p> <p>有害鳥獣による農作物等に対する被害を防止するため、下記のとおり捕獲許可を得て行う有害鳥獣の捕獲に対し協議体制を確立し、団体の計画的にしかも効果的に被害を防止するため捕獲を目的として行う事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲期間：許可日から狩猟期前まで（鳥獣保護区・休猟区については許可日から狩猟期終了日まで） ・補助額：狩猟期間以外の有害捕獲活動1地区あたり 126,000円 狩猟期間の有害捕獲活動1地区あたり 90,000円 （但し、被害届が1回出た区域に限る） <p>※区域については別紙捕獲区域図を参照</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 イノシシ捕獲檻等購入事業

各項に定める基準に適合した檻等の購入に対し、購入に要する費用を交付する。ただし、各項に定める額を上限とする。

(1) イノシシによる農林作物の被害を防止するため、金属製のイノシシ捕獲檻（原則として、長さ2.5メートル、幅1メートル、高さ1メートル程度とし、使用する資材は5年以上の使用に耐えるもの。（ツキノワグマの生息地域においては、錯誤捕獲防止のため、上部に脱出口を設けたもの。))を購入する事業。

1 檻当たり 125,000円

(2) カラス・ドバトによる農作物等の被害を防止するため、カラス又はドバトの捕獲わな（原則として、高さ1メートル以上、幅1メートル以上、長さ1.2メートル以上とし、使用する資材は3年以上の使用に耐えるもの。）を購入する事業。

1 わな当たり 52,500円

(3) 中型の有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、金属性の小型の箱わな（原則として、幅、長さ、高さの合計が160センチメートルを超えないものとし、使用する資材は3年以上の使用に耐えるもの。）を購入する事業。

1 わな当たり 25,000円

4 有害鳥獣緊急防除事業

有害鳥獣による生活環境被害等を防止するため、緊急を要する防除のため出動要請を受けた団体への活動支援事業。

危険防止のため原則2名以上を必要最低限の人数とする。

1 人につき1回 5,000円

5 有害鳥獣捕獲活動事業

有害鳥獣による農作物等に対する被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲を行う団体の活動を支援する事業。

有害鳥獣捕獲事業を行う団体に対する活動費補助金

(1) 定額分 50,000円

(2) 捕獲実績分 市が当該団体に交付した有害鳥獣捕獲奨励事業の3分の1

第1号様式

補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者

年度において実施した有害鳥獣捕獲事業について、防府市有害鳥獣捕獲奨励事業等に係る補助金交付要綱第3条の規定により、下記の関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業実績書

補助金交付指令書

指令 第 号

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった 年度有害鳥獣捕獲奨励事業に
ついては、防府市有害鳥獣捕獲奨励事業等に係る補助金交付要綱第4条の規定に基づ
き、補助金 円を交付します。

年 月 日

防府市長